

指定管理者の指定期間変更の 議案の概要

—令和8年3月定例会—

指定期間変更の議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 46 号	厨川地区活動センター、盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	1
議案第 47 号	盛岡市立山王老人福祉センター及び盛岡市立山王児童センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	3
議案第 48 号	盛岡市立城西児童センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	4
議案第 49 号	盛岡市立かつら荘の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について………	5

市民部 市民協働推進課
保健福祉部 長寿社会課
子ども未来部 子ども青少年課

議案第 46 号

厨川地区活動センター、盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 ア 厨川地区活動センター
イ 盛岡市立厨川児童センター
ウ 盛岡市立厨川老人福祉センター
- (2) 位 置 ア 盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号
イ 盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号
ウ 盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
(2) 代表者名 理事長 中 川 政 則
(3) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号

3 指定期間

- (1) 厨川地区活動センター及び盛岡市立厨川老人福祉センター
変更前 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
変更後 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで
- (2) 盛岡市立厨川児童センター
変更前 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
変更後 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 4 日まで

4 指定期間を変更する理由

- (1) 厨川地区活動センター及び盛岡市立厨川老人福祉センター

厨川地区活動センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターは令和 9 年 1 月から大規模改修・複合化工事を行う予定であり、それに伴い全館閉館となるため、閉館期間中の業務等について大幅な変更が必要と見込まれることから、令和 8 年 12 月までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため。

(2) 盛岡市立厨川児童センター

盛岡市立厨川児童センターは、令和8年4月1日から厨川小学校敷地内に移転する予定であったが、工事期間の延長により、移転予定日が令和8年10月5日に変更となったため、移転までの期間は現在の施設で運営を行う必要が生じたものである。これに伴い、移転後は児童センター単独での運営に変更となり、公募により新たに指定管理者を指定する必要があるため、移転後の運営に関して仕様書の変更や新たな指定管理料の積算が必要であることなどから、移転するまでの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、厨川児童センターの移転に併せて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。

保健福祉部 長寿社会課
子ども未来部 子ども青少年課

議案第 47 号

盛岡市立山王老人福祉センター及び盛岡市立山王児童センターの管理を行う指定管理者の
指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 ア 盛岡市立山王老人福祉センター
- イ 盛岡市立山王児童センター
- (2) 位 置 ア 盛岡市山王町 10 番 25 号
- イ 盛岡市山王町 10 番 25 号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 中 川 政 則
- (3) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和8年11月29日まで

4 指定期間を変更する理由

令和8年11月中に建設工事が完了し、山王町から住吉町に移転する予定である。これに関わって、移転後の運営に関して、仕様書の変更や移転後の施設における指定管理料の積算が新たに必要であることから、移転までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、移転先の供用開始に併せて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。

議案第 48 号

盛岡市立城西児童センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立城西児童センター
- (2) 位 置 盛岡市中屋敷町 1 番 57 号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 中 川 政 則
- (3) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号

3 指定期間

- (1) 変更前 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (2) 変更後 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 4 日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立城西児童センター（令和 8 年 4 月 1 日から盛岡市立厨川児童センター城西分室）は、厨川児童センターの厨川小学校との複合化工事による移転に併せ、公募により一体として新たに指定管理者を指定することとしていたが、複合化工事の工期が延長され、厨川児童センターの移転予定日が令和 8 年 10 月 5 日に変更となったことに伴い、厨川児童センターの指定管理期間を令和 8 年 3 月 31 日から令和 8 年 10 月 4 日に変更することが管理運営上効率的であるため、指定期間を変更する議案を別途提出している。

これに伴って、現在の厨川児童センターと城西児童センターの指定管理者が同一であることから、新たに指定するまでの期間については城西児童センターを厨川児童センターの分室として現在の指定管理者に一体的に管理運営を継続させ、厨川児童センターの移転に併せて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。

議案第 49 号

盛岡市立かつら荘の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立かつら荘
- (2) 位 置 盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 中川 政則
- (3) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和8年12月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立かつら荘は、山王児童老人センターと合築で建設される新施設の工事完了後に、令和9年1月から機能移転し供用開始する予定であり、移転までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、移転先での供用開始に併せて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。